

物品売買単価契約書（案）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会 会長 三日月 大造（以下「甲」という。）と
○○○○○○○（以下「乙」という。）との間において、物品売買単価契約を次の条項により
締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品名、品質（種類、形状、規格等） 別紙仕様書のとおり
- (2) 契約単価

品名	単位	単価（円）	数量・納品場所等
ポカリスエット イオンウォーター 300ml ペットボトル (常温)	本	円 (うち消費税および地方消 費税の額 円)	別紙1のとおり
ポカリスエットゼリー 180g (常温)	本	円 (うち消費税および地方消 費税の額 円)	別紙2のとおり

- (3) 契約期間 契約締結の日 から
令和7年10月31日まで
- (4) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (5) 契約保証金 免 除

（納入期限）

第2条 乙は、第1条第3号の契約期間中甲の発注する数量の物品をその都度指定する期日まで に、納入するものとする。

（納入の終了の通知）

第3条 乙は、物品の納入を終了したときは、納品書をもって、その旨を甲に通知するものとす る。

（検査）

第4条 甲は、前条の納品書を受理したときは、その日から10日以内に、乙又はその代理人の立 会いのもとに、検査をするものとする。ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠 席のまま検査できる。この場合においては、乙は、検査の結果について異議を申し立てること ができない。

- 2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日ま
でに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 検査に合格したときは、甲は、現品を受領するものとする。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

(危険負担)

第5条 引渡しの完了までに甲の責に帰することができない理由により本件物品が毀損または滅失したときの危険は、乙が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 納入された現品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、それが甲の過失による場合を除き、乙は、甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。

(代金の支払時期)

第7条 甲は、検査が完了し、現品を受領した後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(契約の変更)

第8条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により市場価格に著しい変動を生じ、そのため契約単価が著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して契約単価を変更することができる。

2 前項に定めるもののほか、甲は必要があると認めるときは、この契約の内容に重大な変更を及ぼさない範囲において、この契約を変更することができる。

3 前項の規定により甲が契約を変更したことにより乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(納入遅延)

第9条 乙がその責めに帰すべき理由により甲の指定する期日までに甲の発注する数量の物品の全部又は一部を納入しない場合は、乙は、甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、甲の指定する期日の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額とする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第10条 甲がその責めに帰すべき理由により第7条に規定する期間内に代金の全部又は一部を支払わない場合は、乙は甲に対して、支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、委託し、又は承継させなければならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、納入期限内または納入期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
 - (2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
 - (3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。
 - (4) 乙が、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、営業の停止を受け、また許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。
 - (5) 乙が本契約の入札等にあたり談合その他の不正行為をしたとき。
 - (6) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上的一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則または契約条項に違反したとき。
- 2 乙は、談合その他入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(誓約書の提出)

第13条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、前条第1項第6号の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第14条 乙は、この契約の履行に当たり第12条第1項第6号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(物品納入時等の自動車の使用)

第15条 乙は、物品納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(費用の負担)

第16条 この契約に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄)

第17条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他必要事項)

第18条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則、その他法令の定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和7年7月 日

甲 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会長 三日月 大造

乙 住 所

氏 名

印

(法人の場合は法人名称・代表者役職・氏名) を記載

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。